

## 参照条文

※ 下線は、今回の資料の作成に当たり、厚生労働省が便宜付した。

## ※ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条（略）

- 2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。
- 3 省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。
- 4（略）

（行政機関の長）

第五条 各省の長は、それぞれ各省大臣とし、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣として、それぞれ行政事務を分担管理する。

2（略）

（内部部局）

第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2（略）

3 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5～8（略）

（行政機関の長の権限）

第十条 各省大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の仕事について、これを統督する。

## ※ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）

（任命権者）

第五十五条 任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣（内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。）、会計検査院長及び人事院総裁並びに宮内庁長官及び各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直属する機関（内閣府を除く。）に属する官職に限られる。ただし、外局の長に対する任命権は、各大臣に属する。

## ※ 厚生労働省設置法（昭和11年法律第97号）

（所掌事務）

第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九十七（略）

九十八 政府が管掌する厚生年金保険事業に関すること。

九十九 政府が管掌する国民年金事業に関すること。

2（略）

（所掌事務）

第二十八条 社会保険庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第七十四号（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金の徴収に関する部分に限る。）に掲げる事務、同項第九十四号、第九十五号、第九十八号及び第九十九号に掲げる事業（政府が管掌するものに限る。）の実施に関する事務並びに同項第二百号及び第九号から第一百十一号までに掲げる事務をつかさどる。

※ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）【日本年金機構法による改正前】

（記録）

第二十八条 社会保険庁長官は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。）その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

※ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）【日本年金機構法による改正後】

（記録）

第二十八条 厚生労働大臣は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。）、基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。）その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。